

## 敬老館・高齢者センター等の条例比較表

	敬老館	高齢者センター	地区区民館	厚生文化会館
目的・設置	第1条 区内に住所を有する満60歳以上の者に施設を提供し、その福祉を増進することを目的として、練馬区立敬老館(以下「館」という。)を設置する。	第1条 この条例は、練馬区立高齢者センター(以下「センター」という。)の設置、管理および利用について必要な事項を定めることにより、高齢者の健康、教養および福祉の向上を図ることを目的とする。	第1条 地域住民の相互交流および自主的活動を推進し、区民生活の向上に寄与するとともに、地域における児童および高齢者の福祉の増進を図るため、練馬区立地区区民館(以下「地区区民館」という。)を別表第1のとおり設置する。	第1条 この条例は、練馬区立厚生文化会館(以下「会館」という。)の設置、管理および利用について必要な事項を定めることにより、地域住民の相互交流および自主的活動を促進し、児童および高齢者の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進することを目的とする。
事業	(規定なし)	第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、つぎに掲げる事業を行う。 (1) 高齢者に係る相談および情報の提供に関する事業 (2) 高齢者の健康増進およびレクリエーションに関する事業 (3) 高齢者の趣味および教養の向上に関する事業 (4) 高齢者および高齢者団体相互の交流の機会および場の提供に関する事業 (5) 高齢者その他の世代との交流の機会および場の提供に関する事業 (6) 高齢者に関する情報の発信に関する事業 (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業	第3条 地区区民館は、第1条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。 (1) 区民生活の向上に寄与すると認められる事業 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に基づく児童館に係る事業 (3) 敬老館に係る事業  練馬区立地区区民館条例施行規則 第1条の2 条例第3条各号の事業の内容は、つぎのとおりとする。 3 敬老館に係る事業 (1) 高齢者を対象として、区が主催する各種の行事 (2) 前号のほか、高齢者の福祉の増進に資する事業 (3) 地区区民館の施設の提供および備品等の貸出しに関する事業	第3条 会館は、第1条の目的を達成するため、つぎの各号に掲げる事業を行う。 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に基づく児童館事業 (2) 敬老館事業 (3) 集会室事業 (4) 人権尊重に関する事業 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業
施設	第3条 館に、つぎの施設を設ける。 (1) 娛樂室 (2) 浴室 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設	第4条 練馬区立光が丘高齢者センター(以下「光が丘高齢者センター」という。)に、つぎに掲げる施設を設ける。 (1) 生活健康相談室 (2) 在宅介護情報室 (3) 機能回復訓練室 (4) 和室 (5) 娛樂室 (6) 講習室 (7) 集会室 (8) 図書コーナー (9) 浴室 (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設 2 練馬区立関高齢者センター(以下「関高齢者センター」という。)に、つぎに掲げる施設を設ける。 (省略) 3 練馬区立豊玉高齢者センター(以下「豊玉高齢者センター」という。)に、つぎに掲げる施設を設ける。 (省略)	第4条 地区区民館に、つぎの施設を設ける。ただし、特別の理由がある場合においては、特別の施設(以下「特別施設」という。)を付設することができる。 (1) 地域福祉の向上に寄与するための施設 (2) 地域住民の相互交流を図るための施設	第4条 会館に、つぎの各号に掲げる施設を設ける。 (1) 会議室 (2) 視聴覚室 (3) 和室 (4) 料理実習室 (5) 図書室 (6) 遊戯室 (7) 娛樂室 (8) 浴室 (9) 相談室 (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設